

令和2年9月4日

学生・保護者 各位

給付奨学金および貸与奨学金の2次募集について

日本学生支援機構奨学金の給付奨学金（返還なし）・第二種奨学金（返還要・有利子）の「二次採用」の募集を実施いたします（第一種奨学金（返還要・無利子）の募集はありません）。尚、給付および貸与は令和2年10月分からとなります。

奨学金の申請を希望する方は、下記期間において募集要項の配布と申請の受付を行いますので、必ず期限までに受付を行って下さい。申請の受付時に具体的な申請手続き方法、申請期限等を説明します。

○募集要項の配布及び申請の受付期限（厳守のこと）

- ・1、2年生 ～9月16日（水）まで
- ・3年生 ～9月23日（水）まで

学院事務室浜田まで申し出て下さい。

給付奨学金については、その対象になりそうかどうか「進学資金シミュレーター」で確認できます。（別紙資料右下にQRコード有）

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

○対象者

- ①新規に奨学金（給付・貸与）を希望する学生
- ②これまで給付奨学金の申し込みをしたが、不採用となった学生

これまでの給付奨学金の申請（高校での予約採用・在学予約採用および今年度の一次採用）においては、2018年分の収入情報により選考を行いましたが、今回の二次採用は2019年分の収入情報により選考を行います。そのため、一度、家計基準を満たさないことにより不採用となった学生であっても、世帯の構成や年収等に変更が生じている場合には、選考により採用される可能性があります。（別紙資料参照）不採用となった学生も今回改めて申し込むことができますので抜かりのないように申請して下さい。

※現在、給付奨学金の支給を受けている学生は、10月分以降について、支援区分の変更される場合がありますので、学生各自がスカラーネットパーソナルで確認して下さい。

（これまでの支援区分は2018年分の収入情報、10月以降は2019年分の収入情報で支援区分が決定されるため）

○問い合わせ先

高知医療学院 事務部 浜田（TEL088-842-0412）


給付型奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ

Q 日本学生支援機構に給付型奨学金の申込みをしましたが、認定を受けることができませんでした（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？

A 一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、また申し込むことができます。
毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生のときの予約採用や、大学等に入学した4月に申し込んで不採用だった人でも、秋に申し込みれば採用される可能性があります。

2020年4月の申込みでは2018年の所得に基づく住民税情報、2020年秋の申込みでは2019年の所得に基づく住民税情報により判定されます。（対象になれば、授業料減免も併せて受けられます。）

例えば・・・



50歳 50歳 18歳 15歳
2018年中の世帯収入400万円
2019年の予約採用で申込み

給付型奨学金の家計基準を満たしません

次の年に状況が変わっていれば・・・




51歳 51歳 19歳 16歳
2019年中の世帯収入370万円
2020年秋の在学採用で申込み

給付型奨学金の家計基準を満たします

(住民税情報は2020年6月頃に更新)



これは、給付奨学金の判定のために確認する住民税の情報(収入の情報)が前年のものであり、それを確認できるようになるのが夏以降だからです。
今後、状況が変化していたら、次の年の秋に申込みば対象になるかもしれません。

詳しい基準は「進学資金シミュレーター」で確認してみよう！



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。